

就学時健康診断 Q & A

1 就学時健康診断通知書について

Q 1 : 就学時健康診断通知書が自宅に届かない。

A 1 : 就学時健康診断通知書は10月10日前後までに浜松市教育委員会から住民登録のある住所に封書で届きます。

10月中旬以降になっても通知書が届かない方で、日本人の場合は、以下のような理由が考えられます。

ア 浜松市に住民登録がない。

イ 浜松市に住民登録があるが、現在住んでいる所に住民登録がない。

ウ 10月1日前後に、住民登録の異動をした。

上記に該当する方で通知書が届かない方は、健康安全課（TEL053-457-2422）へお問い合わせください。

また、外国籍のお子さまの場合、「入学申立」の手続きがされていないと通知書が届きません。入学に関わるガイダンスを行いますので、子供の在留カードまたは特別永住者証明書を持って、お子さまと一緒に教育支援課 外国人支援グループ（TEL053-457-2429・イーステージ浜松オフィス棟7階）へお越しください。

Q 2 : 就学時健康診断通知書が届いたが、記載に誤りがある。（番地、保護者氏名、対象児氏名など）

A 2 : 登録内容の確認をいたしますので、健康安全課（TEL053-457-2422）へご連絡ください。

2 会場の変更について

Q 3 : 通知書が届く前に会場変更ができるか。

A 3 : 通知書がお手元に届く前に会場変更の手続きをすることはできません。

会場変更の手続きには、通知書に記載されている健診番号が必要となりますので、通知書が届いてから、会場変更申込フォーム（通知書に記載されているQRコードを読み取り）に変更内容を入力し変更手続きをするか、もしくは健康安全課（TEL053-457-2422）にご連絡ください。

ただし、10月中旬以降になっても通知書が届かない場合は、通知書の到着を待たずに健康安全課へご連絡ください。

Q 4 : 就学時健康診断予定日に受診できない。(幼稚園行事・病気・親の仕事の都合等)

A 4 : 予定日以外の日程で受診することが可能です。

予定日以外の日程で受診したい場合、まずは受診したい学校で受診が可能かどうかを受診日程でご確認ください。(受診したい学校の日程が終了している可能性もあります。受診日程は当ホームページ内に掲載されていますので参考にしてください。)

次に、受診会場の変更には必ず手続きが必要です。会場変更申込フォーム(通知書に記載されているQRコードを読み取り)に変更内容を入力し変更手続きをするか、もしくは健康安全課(Tel053-457-2422)にご連絡ください。

なお、会場の変更手続きには通知書に記載された健診番号が必要となりますので、通知書がお手元に届いてから行ってください。

Q 5 : 今後、市内で転居予定なので、異動先の学校(入学予定校)で受診したい。

A 5 : 異動先の学校(入学予定校)での受診が可能です。

異動先の学校(入学予定校)で受診したい場合、まずは異動先の学校(入学予定校)で受診が可能かどうかを受診日程でご確認ください。(異動先の学校(入学予定校)の日程が終了している可能性もあります。受診日程は当ホームページ内に掲載されていますので参考にしてください。)

次に、受診会場の変更には必ず手続きが必要です。会場変更申込フォーム(通知書に記載されているQRコードを読み取り)に変更内容を入力し変更手続きをするか、もしくは健康安全課(Tel053-457-2422)にご連絡ください。

なお、会場の変更手続きには通知書に記載された健診番号が必要となりますので、通知書がお手元に届いてから行ってください。

Q 6 : 学区外就学(通学区域弾力化等)を希望するので、入学予定校の会場で受診したい。

A 6 : 入学予定校での受診が可能です。

入学予定校で受診したい場合、まずは入学予定校で受診が可能かどうかを受診日程でご確認ください。(入学予定校の日程が終了している可能性もあります。受診日程は当ホームページ内に掲載されていますので参考にしてください。)

次に、受診会場の変更には必ず手続きが必要です。必ず会場変更申込フォーム(通知書に記載されているQRコードを読み取り)に変更内容を入力し変更手続きをするか、もしくは健康安全課(Tel053-457-2422)にご連絡ください。

なお、会場の変更手続きには通知書に記載された健診番号が必要となりますので、通知書がお手元に届いてから行ってください。

また、会場変更申込フォームや健康安全課での手続きはあくまでも就学時健康診断の受診会場の変更のみであり、学区外就学の手続きは教育支援課 就学グループ(Tel053-457-2406)へ別途お問い合わせください。

Q 7 : 現在、浜松市在住だが、今後転出する予定なのでどうすればよいか。

A 7 : 浜松市で受診するのが原則です。

転出先で受診したい場合は、転出先の教育委員会にご連絡いただき、受診が可能かどうかご確認ください。(転出先の日程が終了している可能性もあります。) 転出先で受診が可能な場合は、健康安全課 (Tel053-457-2422) で変更の手続きをしますのでご連絡ください。

Q 8 : 現在、他市町村在住だが、今後浜松に転入予定なので浜松で受診したい。

A 8 : 現在、住民登録されている市町村の教育委員会に浜松で受診する旨を伝えていただいた後、健康安全課 (Tel053-457-2422) へご連絡ください。なお、受診日程は当ホームページ内に掲載されていますので参考にしてください。

Q 9 : 都合により(里帰り出産等)、他市町村で受診したい。

A 9 : 受診を希望される他市町村の教育委員会にご連絡いただき、受診が可能かどうかご確認ください。(入学予定者または在住者以外は受付しない場合や日程が終了している可能性があります。) 受診が可能であれば、健康安全課 (Tel053-457-2422) で変更の手続きをしますのでご連絡ください。

3 就学相談に関すること

Q10: 特別支援学校に入学予定であるため受診しなくてよいか。病弱・発育不完全などにより受診しなくてよいか。

A10: 就学時健康診断は受診を義務付けるものではありませんので、対象児の健康状態等により受診しないことも可能ですが、その際は必ず健康安全課 (Tel053-457-2422) へご連絡ください。

なお、就学に関する相談については、教育支援課 発達支援グループ (Tel053-457-2428) へご相談ください。

4 その他

Q11: 海外へ転出予定であり、日本の小学校へ入学しない。

A11: 受診しない場合は、必ず健康安全課 (Tel053-457-2422) へご連絡ください。

Q12: 附属小学校や聖隷クリストファー小学校等を受験する予定だが受診しなくてよいか。

A12: 附属小学校や聖隷クリストファー小学校等では就学時健康診断を実施しないため、ご案内した会場で受診してください。なお、健康診断の結果は、受診会場校から実際に通う学校に送られます。

Q13： 就学時健康診断は具体的にどんなことをするのか。

A13： 内科・眼科・耳鼻科・歯科について医師による健診を受けます。また、聴力・視力及び個人面談を実施します。健診内容はどの会場も同じです。

ただし、学校によっては、学用品・体育衣料の販売・注文等を行う場合もあります。詳細については、直接学校へお問い合わせください。

Q14： 何を持っていったらよいか。

A14： ア 就学時健康診断通知書

イ 就学時保健調査票 ※必ずご記入の上、持参してください。

ウ 上履き（保護者・お子さま）

（上履きは靴底をきれいに拭いていただければ、運動靴で結構です）

エ 母子健康手帳（予防接種等の確認のため）

オ 筆記用具

Q15： 就学時健康診断の終了予定時刻が知りたい。

A15： 所要時間は、概ね2～3時間程度ですが、学校規模等により変わりますので、より正確な時間を確認されたい場合は、直接学校へお問い合わせください。

Q16： 駐車場はあるか。

A16： 会場が学校の場合は駐車場の用意がないため、公共交通機関等をご利用ください。なお、特別な事情がある場合は、学校に直接お問い合わせください。

Q17： どんな服装がよいか。

A17： お子さまは上下分かれて着脱しやすい服装で受診してください。

Q18： 誰が付き添えばよいか。

A18： 保護者もしくは保護者に代わる方の付き添いをお願いします。なお、保護者に代わる方は対象児の様子がよくわかり、健康診断の際に医師等からの質問に答えられる方です。